

事務連絡
令和7年11月21日

都道府県水道行政担当部（局）長 殿
国土交通大臣認可水道事業者 殿
国土交通大臣認可水道用水供給事業者 殿
都道府県下水道担当部長 殿
政令指定都市下水道担当局長 殿
市町村下水道事業担当部長 殿
(各地方整備局等経由)

国土交通省水管理・国土保全局
上下水道企画課 管理企画指導室
課長補佐
水道事業課 課長補佐

水道事業者等及び下水道事業者への支援に関する
「重点支援地方交付金」の活用について

今般、「「強い経済」を実現する総合経済対策について」（令和7年11月21日閣議決定、以下「経済対策」という。）においては、引き続き、地域の実情に応じて、困難な状況にある者をしっかりと支えるとの観点から、「重点支援地方交付金」（以下「交付金」という。）の推奨事業メニューとして、水道料金の減免にも対応する旨が盛り込まれたところです。

当該交付金の取扱いについては、内閣府地方創生推進室から「「重点支援地方交付金」の拡充について」（令和7年11月21日付け内閣府地方創生推進室事務連絡）が発出されています。

当該交付金は、「地方公共団体が運営する公営企業」における活用も可能となる見込みであり、従前の取扱いでは地方公共団体が地域の実情に応じて必要があると判断する場合には、地方公共団体である水道事業者等（以下、「水道事業者等」という。）及び下水道事業者への支援のために活用いただくことが可能とされています。

具体的には、水道事業者等及び下水道事業者が水道料金や下水道使用料の減免を施した際の減収分の補填や、水道事業者等及び下水道事業者が負担する電力価格高騰分に活用可能となる見込みですので、関係部局と調整の上、地域の実情に応じ、可能な限り年内での予算化に向けて、適切に検討を進めていただきますようお願いいたします。

※ 当該交付金を活用した事業を実施する際は、重点支援地方交付金が活用されている旨を明記いただくようにお願いします。

なお、本依頼にあたり、一部地方公共団体で既に実施された水道料金の減免の活用事例（参考資料）をまとめましたので、ご参照いただければ幸いです。

各都道府県におかれましては、この旨、貴管内の都道府県知事認可水道事業者担当課及び知事認可水道用水供給事業者担当課並びに市町村下水道事業担当課（政令指定都市を除く。）への周知をお願いいたします。

また、経済対策においては、当該交付金について、「各行政分野を所管する府省庁が、地方公共団体に対し、物価高対策として特に必要かつ効果的であって広く実施されることが期待される事業について、優良な活用事例をはじめ必要な情報を積極的に提供し、それらの分野における重点的な活用を推奨するとともに、活用状況を定期的にきめ細かくフォローアップするなど、十分な取組を行う」とされていることから、当該交付金を活用した支援状況について、定期的にフォローアップを実施させていただく予定ですので、その際はご協力のほど、お願い申し上げます。

当該交付金の拡充については、今後令和7年度補正予算案が編成され、その後、国会において審議される見込みとなります。詳細については政府における補正予算案の編成過程を踏まえ後日改めて通知いたします。現時点では、今般の経済対策を前提とした準備行為であるため、今後変更があり得ることに御留意ください。

なお、本依頼の内容につきましては、当該交付金を所管している内閣府地方創生推進室と協議済みであることを申し添えます。

【参考（別添）】

- ・「「重点支援地方交付金」の拡充について」
(令和7年11月21日付け内閣府地方創生推進室事務連絡)

(上下水道の料金及び下水道の維持管理に関する問い合わせ先)

国土交通省水管理・国土保全局

上下水道企画課 管理企画指導室(平野・木村)

TEL : 03-5253-8428

(水道の維持管理に関する問い合わせ先)

国土交通省水管理・国土保全局

水道事業課(前川・天見)

TEL : 03-5253-8819

～北海道札幌市～ 札幌市水道事業

(概要) R7年10月～R7年11月において
水道基本料金の減額を実施。
(支援対象件数) 約1,045,000件
(事業費) 3,151,000千円

～大阪府大阪市～ 大阪市水道事業

(概要) R7年10月～R7年12月において
水道基本料金の減額を実施。
(支援対象件数) 約1,767,000件
(事業費) 4,975,269千円

～新潟県柏崎市～ 水道基本料金負担軽減対策事業

(概要) R7年2月～R7年3月およびR7年8月～R7年9月
において水道基本料金の減免を実施。
(支援対象件数) 約40,000件
(事業費) 168,083千円

～大阪府大東市～ 大東市水道事業

(概要) R7年6月～R7年9月において
水道基本料金の無償化を実施。
(支援対象件数) 約55,000件
(事業費) 220,296千円

～三重県度会町～ 度会町水道事業

(概要) R7年4月～R8年3月において
水道基本料金の減免を実施。
(支援対象件数) 約3,000件
(事業費) 31,500千円

事務連絡
令和7年11月21日

各都道府県

財政担当課

市町村担当課

地方創生担当課

} 御中

内閣府地方創生推進室

「重点支援地方交付金」の拡充について

本日閣議決定された「「強い経済」を実現する総合経済対策～日本と日本人の底力で不安を希望に変える～」（以下「経済対策」という。）において、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（以下「重点支援地方交付金」という。）について、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を引き続き支援するために重点支援地方交付金を拡充する旨が盛り込まれたところです。

また、本日、高市内閣総理大臣による会見において、重点支援地方交付金の予算規模を2兆円とすること、重点支援地方交付金を活用した物価高対策の早期執行に向けた準備を地方公共団体に進めていただきたい旨発言があったところです。

つきましては、都道府県及び市区町村におかれましては、今般の経済対策において対策の早期執行が挙げられた趣旨を踏まえ、重点支援地方交付金を活用した物価高対策について、下記のとおり、可能な限り年内での予算化に向けた検討を前広に進めていただきますようお願いします。

また、都道府県におかれましては、府内関係部局及び貴管内市区町村へもこの旨速やかに周知いただき、市区町村において対策の早期執行に向けた検討を進めていただくよう周知をお願いします。

なお、重点支援地方交付金の拡充については、今後令和7年度補正予算案が編成され、その後、国会において審議される見込みとなります。詳細については政府における補正予算案の編成過程を踏まえ後日改めて通知いたします。現時点では、今般の経済対策を前提とした準備行為であるため、今後変更があり得ることに御留意ください。

記

1. 推奨事業メニューを活用した支援について

今般の経済対策において、推奨事業メニューについては、

- 「重点支援地方交付金」では、地方公共団体が行う物価高対策を支援するため、推奨事業メニューとして、
 - ・ 生活者については、小中学校等における学校給食費の支援、プレミアム商品券や地域で活用できるマイナポイント等の発行による消費下支えの取組やLPGガス・灯油使用

世帯への給付等の支援を、

- ・事業者については、特別高圧やLPGガスを使用する中小企業、飼料等を使用する農林水産事業者、地域観光業のほか、医療・介護・保育施設、学校施設、商店街・自治会等に対し、エネルギー価格や食料品価格等の物価高に対する支援を、

それぞれ示してきている。引き続き、地域の実情に応じて、低所得者世帯や高齢者世帯をはじめ困難な状況にある者をしっかりと支えるとの観点から、上記の取組を継続しつつ、従来の生活者支援分・事業者支援分とは別に、いわゆるお米券や電子クーポンをはじめとする食料品の物価高騰に対する支援を措置するとともに、事業者支援分については中小企業・小規模事業者の賃上げ環境の整備のメニューを追加するなど、「重点支援地方交付金」の更なる十分な追加を行う。その際、地方公共団体における水道料金の減免にも対応する。

といった旨が盛り込まれたところです。

また、重点支援地方交付金の活用については、以下の記載が盛り込まれたところです。

- 賃上げ促進税制を活用できない赤字の中小企業・小規模事業者に対しても賃上げを可能とする環境を整備する。価格転嫁対策の徹底や中小企業の稼ぐ力の強化、省力化投資支援等に加え、「重点支援地方交付金」の拡充を通じて、中小企業・小規模事業者が賃上げや設備投資に踏み出せる環境を整備する。
- 「重点支援地方交付金」を拡充し、中央最低賃金審議会の目安を超える最低賃金の引上げが行われた場合の生産性向上等を図るための特別な対応を含め、地方公共団体による、賃上げを行う中小企業・小規模事業者に対する地域の実情に合った支援を後押しする。
- 「重点支援地方交付金」を拡充し、賃上げ促進税制を活用できない中小企業・小規模事業者、さらには農林水産業などを支援する推奨事業メニューを設け、地域の実情に合った的確な支援を行う。
- 「重点支援地方交付金」を活用し、地方公共団体の公共調達における労務費を含めた価格転嫁の円滑化にも対応する。
- 当分の間税率の廃止に伴う燃料油価格激変緩和対策補助金の終了により影響を受ける方々への支援については、「重点支援地方交付金」やその他各業種向けの施策を活用して行う。

2. 食料品の物価高騰に対する特別加算について

今般の経済対策において、従来の生活者支援分・事業者支援分とは別に、食料品の物価高騰に対する支援を措置することとされました。これを踏まえ、推奨事業メニューの中で、市区町村に対応いただきたい必須項目として、「食料品の物価高騰に対する支援についての特別加算」を設けることとしております。市区町村におかれでは、こうした制度趣旨を踏まえ、生活者に対する食料品の物価高騰による負担を軽減するために必要な支援の実施をお願いいたします。

3. 交付限度額の目安を踏まえた検討について

重点支援地方交付金の追加配分 2兆円（うち食料品の物価高騰に対する特別加算：0.4兆円）に係る交付限度額は、令和6年度の財政力指数の増減が大きい地方公共団体を除き、令和6年度一般会計補正予算（第1号）令和6年12月17日限度額通知に係る交付限度額

の【都道府県で概ね240%以上、市区町村で新たに設ける食料品の物価高騰に対する特別加算も含め概ね330%以上】となる見込みです。

各地方公共団体別の交付限度額については補正予算成立を待って正式に通知いたしますが、以上を踏まえ、都道府県及び市区町村におかれましては、早期執行の趣旨を十分御理解の上、上述の交付限度額の目安を参考にしていただき、市区町村における生活者に対する食料品の物価高騰支援の追加的な実施を含め、推奨事業メニューを活用した支援について、地域の実情に応じ、可能な限り年内での予算化に向けた検討を前広に進めていただきますようお願いします。

4. 重点支援地方交付金の対象について

重点支援地方交付金の交付対象事業は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者（以下「生活者等」という。）の支援を主たる目的とする事業であつて、交付金による支援の効果が当該生活者等に直接的に及ぶ事業とします（地方公共団体が運営する公営企業や直接住民の用に供する施設における活用や、地方公共団体発注の公共調達における労務費（実質的な賃上げにつながるもの）を含めた契約単価の引上げなど価格転嫁の円滑化のための活用も可能です。）。

具体的には、以下の①から⑩までに掲げる地方単独事業を推奨事業メニューとしてお示ししています。エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者等に対する支援として、地域の実情に応じ、きめ細かな取組を御検討ください。

なお、ここで「事業者」とは、何らかの業を営む個人又は法人等（法人形態は問わない。）をいうものとします。民間団体のみならず公的団体も対象となります。

【推奨事業メニュー】

<生活者支援>

①食料品の物価高騰に対する特別加算

米などの食料品の物価高騰による負担を軽減するためのプレミアム商品券、電子クーポン、地域ポイント、いわゆるお米券、食料品の現物給付などの支援

②物価高騰に伴う低所得者世帯・高齢者世帯支援

低所得者世帯・高齢者世帯を対象とした、電力・ガス（LPガスを含む）や灯油をはじめエネルギー、水道料金等の物価高騰による負担を軽減するための支援

③物価高騰に伴う子育て世帯支援

物価高騰による小中学生の保護者の負担を軽減するための小中学校等における学校給食費等の支援

※ 低所得のひとり親世帯への給付金等の支援や、こども食堂に対する負担軽減のための支援、ヤングケアラーに対する配食支援等も可能。

④消費下支え等を通じた生活者支援

物価高騰の影響を受けた生活者に対してプレミアム商品券や地域で活用できるマイナボイント等を発行して消費を下支えする取組や LPガス・灯油使用世帯への給付、水道料金の減免などの支援

※ 物価高騰の影響を受けた、地域を犯罪から守る活動を行う生活者に対して、安全・安心な地域

の構築に係る費用の負担軽減のための支援も可能。

⑤省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援

家庭におけるエネルギー費用負担を軽減するための省エネ性能の高いエアコン・給湯器等への買い換えなどの支援

<事業者支援>

⑥中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備

経営指導員による伴走支援、生産性向上に向けた補助や金融支援、一定以上の賃上げに向けた取組を行う事業者への支援、中央最低賃金審議会の目安を上回る最低賃金引上げを行う地域の事業者への補助、公共調達における価格転嫁の円滑化などの支援

⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援

医療機関、介護施設等、障害福祉サービス施設等、保育所等、学校施設、公衆浴場等に対する食料品価格の高騰分などの支援、エネルギー価格の高騰分などの支援（特別高圧で受電する施設への支援を含む）

⑧農林水産業における物価高騰対策支援

配合飼料の使用量低減の取組や飼料高騰等の影響を受ける酪農経営の負担軽減の支援、農林水産物の生産・調製・加工・貯蔵施設や土地改良区の農業水利施設の電気料金高騰に対する支援、化学肥料からの転換に向けた地域内資源の活用などの支援

⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援

特別高圧での受電（ビル・工業団地・卸売市場のテナントを含む）、LPガスの使用や、街路灯等の維持を含め、エネルギー価格高騰の影響を受ける中小企業、商店街、自治会等の負担緩和や省エネの取組支援

⑩地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援

地域公共交通・物流事業者や地域観光事業者等のエネルギー価格高騰に対する影響緩和、省エネ対策、地域に不可欠な交通手段の確保、地域特性を踏まえた生産性向上に向けた取組などの支援

※各地方公共団体が、上記推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業も、その理由を明らかにした場合は交付対象とします。

※地方公共団体が運営する公営企業や直接住民の用に供する施設における活用や、地方公共団体発注の公共調達における労務費（実質的な賃上げにつながるもの）を含めた契約単価の引上げなど価格転嫁の円滑化のための事業も交付対象とします。

※②・③等については、NPO法人等への支援を通じて、物価高騰の影響を受けた生活者に直接的に効果が及ぶ事業、④については、マイナンバーカードを利用して各種証明書を発行することができるコンビニ交付サービスにおける各種証明書発行手数料の減免による負担軽減及び防犯意識の高まりを踏まえた防犯性能のある建物部品（ドア、錠など）・固定電話機、防犯カメラ等の設置など防犯対策強化のための取組（青色回転灯等装備車（青パト）の整備への支援、防犯ボランティアへの支援（資器材の購入）、地域社会における闇バイト対策の取組への支援を含む。）に対するプレミアム商品券、マイナポイント又は補助金による支援、⑧については、漁業者や施設園芸農家など農林水産業者における燃料費の負担軽減なども含みます。

5. 推奨事業メニューの検討にあたっての留意事項について (各府省庁からの情報提供について)

今般の経済対策においては、「その執行に当たっては、「重点支援地方交付金」が物価高の影響緩和に必要とされる分野に迅速かつ有効に活用されるよう、医療・介護・保育や中小企業、食料といった各行政分野を所管する府省庁が、地方公共団体に対し、物価高対策として特に必要かつ効果的であって広く実施されることが期待される事業について、優良な活用事例をはじめ必要な情報を積極的に提供し、それらの分野における重点的な活用を推奨するとともに、活用状況を定期的にきめ細かくフォローアップするなど、十分な取組を行う。」旨が盛り込まれたところです。

つきましては、各府省庁において、この後速やかに、物価高対策として特に必要かつ効果的であって広く実施されることが期待される事業をはじめとして、都道府県及び市区町村に対して、優良な活用事例を始め必要な情報が提供されますので、1. の検討に当たっては、各府省庁からの通知を参考にしていただき、地域の実情を踏まえつつ、物価高対策として特に必要かつ効果的な分野などについて有効に活用していただくようお願いします。

(事業の対象について)

従前の取扱いと同様に、令和7年度に実施される事業（地方公共団体の令和7年度予算に計上され、実施される事業又は地方公共団体の令和7年度予算に計上された予備費により実施される事業）は、交付決定前に着手した事業であっても対象となる見込みです。

(商品券等の活用について)

商品券等の配布事業については、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した地方単独事業に対する会計検査院の指摘事項を踏まえた留意事項等について」(令和4年11月4日付け事務連絡)のとおり、換金期限などを適切に定め、未換金があった場合の返還を行えるように制度設計する必要があることから、未換金の返還方法や換金実績の確認方法については、各市区町村で適切なスキームを検討してください。

(事務コストの削減等について)

事業の実施に当たっては、事務コストの削減や速やかな支援の実施が図られるよう工夫してください。

(重点支援地方交付金を活用した旨の明記について)

事業の実施の際には、別添4を参照いただき、国の重点支援地方交付金が活用されている旨を明記いただくようお願いします。

6. 地方公共団体における可能な限り年内での予算化に向けた検討状況のフォローアップへの御協力について

今般の経済対策においては、「経済対策を速やかに執行し、一刻も早く国民へ支援を届ける。」とされたところであり、推奨事業メニューを活用した支援について、前広に実施していただくことが重要です。

今後、内閣府地方創生推進室において、都道府県及び市区町村に対し、可能な限り年内での予算化に向けた検討状況、事業開始予定時期、重点支援地方交付金を活用した旨の明記の有無等について定期的にフォローアップさせていただく予定ですので、貴団体におかれましては、早期執行の必要性について十分御理解の上、フォローアップ等に御協力いただきますようお願いします。

<関係資料一覧>

- 別添1 経済対策 本文（関係箇所抜粋）
- 別添2 経済対策 政策ファイル（関係箇所抜粋）
- 別添3 重点支援地方交付金の追加
- 別添4 国の重点支援地方交付金が活用されている旨を明記する例

以上

【問合せ先】

内閣府地方創生推進室

e-mail : e.chiho-rinji.p7c@cao.go.jp